

議案第101号

山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月29日提出

山陽小野田市長 藤田剛二

山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例

(山陽小野田市長等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 山陽小野田市長等の給与に関する条例(平成17年山陽小野田市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第10条中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の222.5」を「100分の207.5」に改める。

第2条 山陽小野田市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の207.5」を「100分の215」に改める。

(山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第3条 山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例(平成18年山陽小野田市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の222.5」を「100分の207.5」に改める。

第4条 山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の207.5」を「100分の215」に改める。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

議案第101号参考資料

山陽小野田市長等の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第10条 市長等の期末手当の支給については、職員給与条例の適用を受ける職員の例による。この場合において、職員給与条例第24条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の207.5</u>」とし、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「市長等の給料月額に当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額」と読み替えるものとする。</p>	<p>(期末手当) 第10条 市長等の期末手当の支給については、職員給与条例の適用を受ける職員の例による。この場合において、職員給与条例第24条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の222.5</u>」とし、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「市長等の給料月額に当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額」と読み替えるものとする。</p>

山陽小野田市長等の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第10条 市長等の期末手当の支給については、職員給与条例の適用を受ける職員の例による。この場合において、職員給与条例第24条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の215</u>」とし、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「市長等の給料月額に当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額」と読み替えるものとする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第10条 市長等の期末手当の支給については、職員給与条例の適用を受ける職員の例による。この場合において、職員給与条例第24条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の207.5</u>」とし、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「市長等の給料月額に当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額」と読み替えるものとする。</p>

山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例新旧対照表（第3条関係）

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、職員給与条例の適用を受ける職員の例による。この場合において、職員給与条例第24条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは、「<u>100分の207.5</u>」とし、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「管理者の給料月額に100分の120を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、職員給与条例の適用を受ける職員の例による。この場合において、職員給与条例第24条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の222.5</u>」とし、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「管理者の給料月額に100分の120を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p>

山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例新旧対照表（第4条関係）

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、職員給与条例の適用を受ける職員の例による。この場合において、職員給与条例第24条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の215</u>」とし、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「管理者の給料月額に100分の120を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、職員給与条例の適用を受ける職員の例による。この場合において、職員給与条例第24条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは、「<u>100分の207.5</u>」とし、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「管理者の給料月額に100分の120を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p>